

武力紛争における子どもの法的保護

—文民としての子どもと国際人道法—

International Humanitarian Law Concerning Child Civilian)

坂 本 一 也

SAKAMOTO Kazuya

I はじめに

武力紛争において戦闘員と戦闘に関わらない文民とが区別され、文民は人道的な待遇を受け、また尊重されるべきであるという原則は、西洋文明のみに特徴的なものではなく、イスラム、インド及び東洋の基本的哲学及び宗教においても見出されるものである¹。もちろん、こうした原則は必ずしもあらゆる時と場所において守られてきたわけではない。しかしながら、文民の保護は武力紛争に関する規則において、中心的な原則であったと考えられる。ところが、現代の武力紛争では、その多くが内戦であることから、戦闘行為が戦場ではなく、人々が居住する地域で行われ、その際、戦闘員と文民との間の区別がなされることなく、敵対する勢力の住民を標的として攻撃が行われている²。その結果、むしろ文民の犠牲者が劇的に増加している。また、文民の中でも特に傷つきやすい子どもは、戦闘行為の直接の犠牲者となるだけでなく、家族や社会といった制度が破壊されることによる間接的な被害をも受けている。ある報告によれば、武力紛争による文民の犠牲者は、第一次世界大戦では5パーセントに過ぎなかったが、第二次世界大戦では約50パーセントに、現在では90パーセントに及んでいる。また、1990年代には、武力紛争の結果、約200万人の子どもが死亡し、その3倍以上が傷害を受けたとされる。さらに、約2000万人の子どもが故郷を追われ、難民又は国内避難民となっているとされる³。それゆえ、子どもは、平時においてのみならず、戦時においてより一層多くの保護と援助を必要とすることは疑いのないことであるように思われる⁴。

こうした状況に対して、国際法は武力紛争を規制し、また、犠牲となっている文民及び子どもを保護するために、国際人道法⁵と呼ばれる一連の規則を制定してきた。国際人道法は、一般に武力紛争における犠牲者に対する人道的考慮 (humanity consideration) と武力行使を必要悪と認めた上での軍事的必要性 (military necessity) という二つの目的の対立を調和させるものとして形成されてき

1 J. S. Pictet ed., *Commentary on Geneva Convention IV Relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War* (1958), p.201.

2 The United Nations Children's Fund, *The State of The World's Children 2005* (2004), p.40.

3 See G. Machel, "The Impact of Armed Conflict on Children-A critical review of progress made and obstacles encountered in increasing protection for war-affected children", International Conference on War-Affected Children (September 2000: Winnipeg, Canada), p.5, available at <http://www.strategicnetwork.org/pdf/kb5736.pdf>. また、異なる報告書では、1990～2003年にかけて、武力紛争犠牲者は360万人に及び、このうち文民は死傷者数の90%超を占めており、その半数が子どもであるとの指摘もある。See United Nations Development Programme, *Human Development Report 2003* (2003), p.45.

4 F. Krill, "The Protection of Children in Armed Conflicts", in M. Freeman & P. Veerman eds., *The Ideologies of Children's Rights* (1992), p.347. また、文民と同様に、武力紛争において子どもに保護を与えることは、伝統的に認められてきたとされる。See J. Kuper, *International Law Concerning Child Civilians in Armed Conflict* (1997), p.74-5.

5 武力紛争に関する国際法は、伝統的には「戦争法 (*jus in bello*)」と呼ばれていた。しかし、第二次世界大戦以降、戦争違法化の下で、戦争に限られない武力紛争を規律する規則として「武力紛争法 (Law of Armed Conflict)」と称されるようになった。また、武力紛争における人及び人に不可欠な物を保護する規則として「国際人道法 (International Humanitarian Law)」という名称も用いられるようになった。これらは相互に類似する法概念であるが、本稿では、武力紛争における人の権利の保護に着目し、国際人道法を用いることにする。これらの相違については、藤田久一『国際人道法 (新版増補)』(2000年) 1-3頁参照。なお、国際人道法の歴史的展開については、同上、6-32頁参照。

た。すなわち、相手の軍事力を弱めるために必要な軍事力の行使を許容しつつ、他方で、必要以上の軍事力の行使によって犠牲者に不必要な苦痛を与えることを避けるということである。そこから、直接的な軍事的利益に照らして文民や民用物の付随的被害が過度となるような軍事目標への攻撃及び無差別の攻撃は禁止されるとする比例性の原則 (principle of proportionality) と非戦闘員を保護するために、文民・民用物と戦闘員・軍事目標を区別すべきであるという原則 (principle of distinction) (軍事目標主義) が導かれるとされる⁶。したがって、国際人道法を検討するに当たっては、こうした基本原則を考慮に入れる必要がある。

ところで、武力紛争における子どもの保護の試みは、1939年に「国際紛争又は内戦の事態における子どもの保護に関する条約」を制定しようとしたことに始まる。この条約は赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross: ICRC) 及び児童福祉国際連盟 (International Union for Child Welfare) によって起草されたものの、第二次世界大戦の勃発によって作業は中止された。その後、大戦中の経験を受けて、戦時における文民の保護に関する条約を作成する緊急の必要性が指摘され、「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日ジュネーヴ条約」(文民条約) が、その他の戦争犠牲者(戦地にある軍隊の傷者及び病者、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者、捕虜)の保護を謳った3つの条約(ジュネーヴ諸条約)とともに採択された。先の草案で言及されていた諸原則のいくつかは、この文民条約に挿入されることになったが、武力紛争における子どもの保護について特別に扱う個別の条約は作成されなかった⁷。こうして、子どもは文民の一部を構成するものとして、その中でも特に傷つきやすい集団として特別な保護を受けることになったのである⁸。また、このジュネーヴ諸条約は共通3条において、これまで国際法が等閑視してきた非国際的武力紛争(内乱)に関して初めて文民を保護する規定を行った。これにより、子どもは他の文民と同様に「敵対行為に直接に参加しない」限りにおいてではあるものの、一定の保護を受けることになった。さらに、第二次世界大戦以降、植民地解放戦争など通常の軍隊とそれ以外の不正規戦闘員と間の新たな武力紛争が勃発するようになった。そこで、1974年から1977年に開催された「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」⁹において、ジュネーヴ諸条約を補完し、その内容を再確認するとともに発展させるものとして、二つの追加議定書が採択された。これらの議定書のうち、第一追加議定書は1条4項に規定されるように「植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争を含む」国際的武力紛争に適用され、他方、第二追加議定書は1条に規定されるように一定の基準を満たした非国際的武力紛争に適用されるものである。また、これらの議定書は文民に対する保護を拡大しており、その結果、従来の国際人道法が対象としてこなかった武力紛争における子どもに対しても厚い保護が規定されることになった。

しかしながら、こうした国際人道法の発展にもかかわらず、前述のように、武力紛争において多数の子どもが犠牲になっていることからすれば、子どもの法的保護の有効性及び実効性は依然として国際法上の大きな問題であるといえよう。そこで、本稿では、武力紛争における文民としての子ども¹⁰に着目し、主に文民条約及び二つの追加議定書がいかなる法的保護を与えているのか、その内容について確認する。その上で、国際人道法による子どもの保護の内在的な限界について検討することにする。

6 See D. Thürer, *Interantional Humanitarian Law: Theory, Practice, Context* (2011), pp.66-94.

7 J. Kuper, *supra* note 4, p.76; J. S. Pictet, *supra* note 1, p.186.

8 H. Mann, "International Law and the Child Soldiers", *International and Comparative Law Quarterly* vol.32 (1987), p.33.

9 外交会議については、*ibid.*, pp.38-50参照。

10 本稿では、公定訳を引用する場合を除き、Child/Childrenを「子ども」とする。また、特に断りのない限り子どもは文民としての子どもを指すこととする。なお、近年、武力紛争における子どもの保護との関係で関心が寄せられているのは、軍隊等に採用され、敵対行為に参加させられている子ども兵士 (child soldiers) の問題である。これについては、山下恭弘「子どもの保護」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』(2004年) 581-605頁参照。なお、この問題については別稿にて論ずることにしたい。

II 文民条約における子どもの保護

文民の保護は国際人道法の中心的な原則の一つであるとされるが¹¹、この原則を規定した文民条約は子どもの保護についてどのように規定しているのかを検討することにする。まず、文民条約を含む国際人道法が文民一般についてどのような保護を与えているか確認することにする。というのも、この範疇に含まれる子どももこの規定による保護を受けることになるからである。次に、子どもについて特別な保護としてどのようなものが規定されているかみることにする。

1. 文民条約における文民の一般的保護

(1) 文民条約制定以前の状況

文民条約が制定される以前においても、武力紛争における文民の保護に関わる規定が存在していた¹²。例えば、1868年のサンクト・ペテルブルグ宣言が「戦争の必要性が人道の要請に譲歩すべき」場合には戦闘において兵器の使用が禁止されるとし、戦争の「唯一の正統な目的は敵国の軍隊の弱体化である」と規定しており、少なくとも、軍事目標主義の考えをみて取ることができる。また、条約上の規定が存在しない場合であっても、文民及び戦闘員は「文明国ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル国際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ」におかれるとする、いわゆるマルテンス条項¹³を規定する1907年の陸戦の法規及び慣例に関するハーグ条約においても、限定的ではあるが文民の保護に関わる規定がみられる¹⁴。この条約の附属書である陸戦の法規慣例に関する規則の22条は、害的手段の制限に関する基本原則を定め、その上で、25条において防守されない地域への攻撃や砲撃を禁止し、27条において宗教施設、学術・慈善施設や病院などといった軍事上の目的で使用されない建物への砲撃を制限している。このように、その射程は非常に限定されているが、武力紛争に関する国際条約の初期段階で、軍事目標とはされない保護地区の概念が形成されていたといえる¹⁵。また、46条は「家ノ名誉及権利、個人ノ生命」を尊重すると規定している¹⁶。このように、文民条約制定以前は、文民保護に資する規定は見出されるが、文民一般についても、また、それらから区別された子どもについても、その保護に関する直接的な言及はなされていない。

(2) 文民条約における文民の保護

文民条約は武力紛争における文民の保護について初めて規定した条約であるとされるが、同条約第2編に戦争の影響に対する紛争当事国の住民全体の保護についての規定があるものの、その主たる内容は在留敵国民と占領地域にある限られた範囲の文民の待遇に関わるものに過ぎない¹⁷。この条約において保護を受ける者は、4条1項及び2項に規定されるように「紛争当事国又は占領国の権力内に

11 J. G. Gardem, *Non-combatant Immunity as a Norm of International Humanitarian Law* (1993), p.2.

12 しかしながら、これらは軍事目標主義を規定したものに過ぎず、一般的には文民の保護に関する普遍的な規則が条文化されたのは1949年のジュネーブ諸条約の締結以降であるとされる。稲角光恵「文民の保護」村瀬他編『前掲書』(注10) 536-537頁参照。

13 マルテンス条項がいかなる法的意義を持つのか、またその解釈をめぐる変遷については、江藤淳一「マルテンス条項一百年の軌跡」村瀬他編『前掲書』(注10) 58-84頁。

14 C. Pilloud & J. S. Pictet, "Article 48—Basic rule", in Y. Sandoz, C. Swinarski & B. Zimmerman eds., *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (1987) (hereinafter *ICRC Commentary*), para.1865によれば、第一次世界大戦に至るまでは、文民が兵器の使用から被害を受けることはほとんどなかったことから、こうした非常に限定的な保護に止まったと考えられる。

15 S. Oeter, "Methods and Means of Combat", in D. Feleck ed., *The Handbook of International Humanitarian Law 2nd ed.* (2008), pp.212-213.

16 J. Kuper, *supra* note 4, pp.59-60.

17 なお、文民条約は軍事活動それ自身の危険性よりも、敵対する紛争当事国による恣意的な行動から文民を保護することを主たる目的としたものである。したがって、害的行為の規制に関わる敵対行為からの保護はこの条約の射程の外におかれている。See C. Hamilton & T. A. El-Haj, "Armed Conflict: the Protection of Children Under *International Law*", *International Journal of Children's Rights* vol.5 (1997), p.10; J. S. Pictet, *supra* note 1, p.10.

ある者で」それらの「国民でないもの」で、かつこの条約の締約国の国民でなければならぬとされ、この範疇に含まれない者は原則として保護されない。こうした限定的な規定となったのは、この条約の制定を促した第二次世界大戦での犠牲者の多くがこうした在留敵国民と占領地域の文民であったことを反映したものであると考えられる。また、この条約の規定はジュネーヴ諸条約共通2条に規定されるように、「二以上の締約国の間に生ずる」国際的武力紛争と占領の場合にのみ適用されるものである。

さて、文民条約における文民の保護に関して重要な規定は、27条である。この規定は「ジュネーヴ諸条約の中心思想 (leitmotiv)」及び「文民条約を支える基礎」であると考えられるものであり¹⁸、被保護者が尊重及び保護され、人道的に待遇されるという基本原則を規定する。具体的には、「その身体、名誉、家族として有する権利」を尊重され、また、暴行又は脅迫並びに公衆の好奇心から保護され、さらに、強姦、強制売春といった、少女を含む女性に対して向けられる「名誉に対する侵害」が禁止される。この規定に加えて、31条から34条において「肉体的又は精神的強制」を含む拷問、「その権力内にある被保護者に肉体的苦痛を与え、又はみな殺しにする」措置を執ること、連座刑、掠奪、文民に対する復讐の禁止、人質の禁止が規定される。この他、35条から78条において、在留敵国民及び占領地域の文民に対する具体的な規則が規定される¹⁹。

これに対し、文民条約の規定が適用されない非国際的武力紛争においては、ジュネーヴ諸条約共通3条に規定される「敵対行為に直接に参加しない者 (persons taking no active part in the hostilities)」に与えられ人道的な待遇を受けることになる。具体的には、いかなる場合にも、また、いかなる場所でも、こうした者に対する生命及び身体に対する暴行、人質、個人の尊厳に対する侵害、正規に構成された裁判所で裁判によらない判決の言渡及び刑の執行などが禁止される。ここで要請される内容は、あらゆる武力紛争における人道の基本的な考慮とされ、保護の最小限の基準であるとされる²⁰。この規定は一国の領域内で生ずる「国際的性質をもたない武力紛争」にのみ適用されるとするが、この文言について起草過程では明確に定義することが試みられた。しかしながら、最終的には合意には至らず、この規定の射程については不明確なままで残されることになった²¹。その結果、国際的性質をもたない武力紛争か否かの判断は各国の裁量に委ねられることになり、例えば、締約国が自国の領域内で発生した紛争を武力紛争とはいえない国内騒擾や緊張に過ぎないとみなした場合には、こうした保護も与えられないことになる²²。

2. 文民条約における子どもの特別の保護

文民条約は文民一般とは異なる特別の保護と尊重が与えられる者として、特定の状況の下にある子どもについていくつかの規定をおいている。このことは、1949年の段階で子どもが戦時において、特に保護されるべきであるという認識が存在していたことを示しているといえよう。しかしながら、子どもの保護に関する一般的な基本原則が規定されたわけではない²³。

18 J. S. Pictet ed., *supra* note 1, p.201.

19 J. Kuper, *supra* note 4, p.64.

20 See *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua* (Nicaragua v. United States of America), 27 June 1986, Judgment, ICJ Report 1986, para.218.

21 J. S. Pictet ed., *supra* note 1, p.35. なお、共通3条に規定される保護はすべての国家が基本的なものとして尊重すべき規則であり、一国内の武力紛争だけでなく、国内騒擾においても適用されるべきであるとする。See *ibid.*, p.36. また、共通3条が一国内で生じた紛争のみならず、近年問題となっている国家と非国家主体の間の国境を越えて行われる武力紛争に対しても適用できるとする見解がある。See J. Pejic, "The Protective Scope of Common Article 3: More Than Meets The Eye", *International Review of the Red Cross* vol.93 No.811 (2011), pp.199-205.

22 J. Kuper, *supra* note 4, p.66.

23 文民条約16条が紛争当事国の住民のうち「特別の保護及び尊重を受けるもの」として明示するのは傷者、病者、虚弱者 (infirm) 及び妊産婦であり、子どもについては言及がなされていない。See *ibid.*, p.78.

(1) 文民の一般的保護における子どもの特別の待遇

武力紛争において文民を保護するためには、敵対行為の対象である軍事目標から明確に区別し、また、戦闘地域から遠ざけることが必要になってくる。こうした目的を果たす措置として、文民条約は保護地区の設定を規定する。まず、14条において、病院・安全地帯 (zone) 及び地区 (location)²⁴ を設けることができるとする。この規定は、空爆などの敵対行為の影響から傷病者とともに15歳未満の子ども、妊産婦、7歳未満の子どもの母親といった特別の保護を必要とするものを守ることを目的としている²⁵。こうした安全地帯は、恒常的な性格をもつものであり、平時において文民条約の締約国が一方的に、また、戦時において交戦国相互で合意をすることによって自らの領域又は占領地域に設定することができる。なお、この制度については、戦闘員でない個人にのみ開かれており、敵国もこうした地帯の設定を認めやすいのではないかとして、戦闘員と非戦闘員とを区別することが困難な「ゲリラ」戦や非国際的武力紛争の文脈において特に有用な制度であるとする見解もある²⁶。こうした安全地帯に加えて、15条は中立地帯について規定する。中立地帯は敵対行為に直接関わらない文民及び戦闘員と非戦闘員とを問わずすべての傷病者に開かれており、その保護対象が安全地帯とは異なる。なお、この規定において、子どもに対する特別な言及はなされていないが、その設置目的から当然保護されるものであると考えられる。また、この中立地帯は一時的な性格をもつものであり、一方の紛争当事国の提案を受けて、紛争当事国間の合意によって、戦闘地域において敵対行為が行われている間のみ設置することができるものである。ただし、こうした文民に対する保護地区の設定は締約国に義務づけられるものではなく、平時における安全地帯の場合を除き、紛争当事国の考慮する軍事的必要性の影響を受けるものであると考えられる。

次に、上記のような保護地区を設定するよりも、戦闘地域から子どもの避難させ、また移送 (evacuation) させることの方が、敵対行為からの保護という目的に資するものであると考えられる。17条は「子どもと妊産婦」を含む一定の者を攻囲又は包囲された地域から避難させることについて規定する²⁷。ただし、この規定において、避難させられる子どもの年齢について言及されておらず、いかなる年齢の子どもを保護するのかについては、紛争当事国間の合意に委ねられることになる²⁸。

ところで、子どもは身体的及び精神的に未熟であることから、成人とは異なる特別な保護や援助が必要であると考えられる²⁹。こうした考慮から、文民条約においても子どもに対する保護や援助についての規定がおかれている。23条は、この条約の締約国間の絶対的な義務として、「文民のみにあてられた医療品及び病院用品並びに宗教上の行事に必要な物品からなるすべての送付品」に加え、「15歳未満の児童及び妊産婦に当てられた不可欠の食料品、被服及び栄養剤」についても自由通過を許可しなければならないとする。こうした規定が設けられたのは、第二次世界大戦当初から封鎖が文民に対

24 なお、地区とは通常建物を含む限定された領域の特定の場所を指すものであり、地帯とは一又は二の地区を含む土地の相対的に広範な領域を指すものである。See J. S. Pictet, *supra* note 1, pp.120-121.

25 *Ibid.*, p.126によれば、こうした地帯の設定によって保護を受ける権利を有する者とは、「敵対行為に参加していない者及びその弱さから自らの国の潜在的な戦争 (war potential) に貢献することができない者：すなわち、保護を受ける特別の資格があると考えられる者である」とされる。

26 J. Kuper, *supra* note 4, p.81.

27 この規定が設けられたのは、第二次世界大戦中に文民が数ヶ月又は数年に亘り、一定地域に包囲された経験を受けてのものであるとされる。See J. S. Pictet ed., *supra* note 1, p.138.

28 *Ibid.*, pp.138-139及びC. Pilloud & J. S. Pictet, "Article 78—Evacuation of children", in *ICRC Commentary*, para. 3237によれば、多様な文化的相違を考慮しなければならないとしつつも、15歳を合理的な年齢とする。しかし、後述するように、現代においては、子どもの権利条約1条に言及されるように18歳が妥当ではなからうか。

29 こうした考えは、武力紛争時の文脈ではないが、1924年に国際連盟第総会において採択された「児童の権利に関する（ジュネーブ）宣言」(League of Nations Official Journal, Special Supplement No.21 (1924), p.43, available at <http://www.un-documents.net/gdrc1924.htm>), 1959年に国連総会において採択された「児童の権利に関する宣言」(G.A. Res.1386, U.N.Doc, A/4354 (1959)) (このうち、特に、特別な保護を受け、かつ、健全かつ正常な方法で発達する権利を規定する原則2及び優先的な保護と救済を受ける権利を定めた原則8) 及び1989年に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」の基礎を構成するものである。

する食料品や不可欠な救援物資にまで拡大し、それに対してICRCが行ってきた取組みを反映したものであるとされる³⁰。ここで、医療品等と不可欠な食料品等の間に区別が設けられ、前者のカテゴリーは敵国の潜在的な経済を強化しうるものではないことから、文民一般について送付が許可されるのに対し、後者のカテゴリーは子どもを含むより傷つきやすい者に送付される場合にのみ許可されている。すなわち、こうした区別は軍事的考慮に基づくものであると考えられる³¹。なお、ここでいう「不可欠の」食料品とは、「それらを送付される者の健康並びに通常の肉体的及び精神的成長に必要な基本的な食料品を意味する」³²と考えられ、例えば、ミルク、小麦、砂糖、油脂及び塩などが挙げられる。

武力紛争をもたらす人道上の重要な問題の一つが、家族の離散であり、これが子どもに対して与える影響は大きいと考えられる。というのも、家族とともにある子どもは、これまで成長してきた道徳的価値、宗教、文化及び伝統といった文化的な環境から利益を享受し続けることができるからである。そこで、国際人道法においても、家族を保護することによって³³、また、家族と離散した場合にも一定の措置を執ることによって、こうした利益を享受できるよう考慮している。まず、24条は「戦争の結果孤児となり、又はその家族から離散した15歳未満の子ども」について特別の規定を行う³⁴。この規定は、第二次世界大戦において大量移住、追放など身分証明書もないまま、家族から離散した子どもが多数存在した経験を受けて規定されたものである³⁵。同条1項は、紛争当事国がそうした子どもが遺棄されないこと並びに教育及び宗教上の実践が容易にされることを確保するために必要な措置、例えば、文化的伝統の類似する者に委ねるなどの措置を執らなくてはならないとする。また、同条2項は、紛争が継続している間、子どもを中立国に収容することによって戦闘行為から保護する場合であっても、宗教及び教育に関する保障が遵守されることを条件としている。さらに、同条3項では12歳未満のすべての子どもの身元が名札その他の方法で識別されるよう確保するよう努めなければならないとし、子どもが家族から離散することを防ぐ手段について規定している³⁶。次に、離散した家族の間での情報通信及び家族との再会を促すための措置を規定する。25条において、紛争当事国の領域又はその占領地域にある者が、厳密に私的性質を有する消息がその家族との間で相互に伝えることができるようにしなければならないと規定する。また、26条において、紛争当事国が「離散した家族が相互に連絡を回復し、できれば再会しようとする目的で行う搜索を容易にしなければならない」と規定している。

(2) 特定の状況の下にある子どもの保護

文民条約は子どもが在留敵国民である場合と占領地域にいる場合について、さらにそうした子どもが抑留された場合にも特別の規定を行っている。前述したように、文民条約において子どもの保護に関する一般的規定は存在しないが、在留敵国民の地位については、38条が平時における外国人に関する規定によって規律されるとする原則に基づき、5号において、いかなる場合であっても、「15歳未満の子ども、妊産婦及び7歳未満の幼児の母は」、関係国の国民が享受する「有利な待遇と同等な待遇を享有する」ことを含む一定の権利が与えられると規定している。このように、15歳未満の子ども

30 J. Kuper, *supra* note 4, p.87; J. S. Pictet, *supra* note 1, pp.178-179.

31 J. S. Pictet ed., *supra* note 1, p.180.

32 *Ibid.*

33 See 'Rule 105', in J-M. Heckaerts & L. Doswald-Beck eds., *Customary International Humanitarian Law* vol.I Rules (2005), pp.379-383.

34 条約の起草者は年齢の上限を15歳としたが、その理由としては、15歳以上の者にはこうした内容の特別の措置は能力の発達から必要ないと考えたからである。See J. S. Pictet, *supra* note 1, p.186.

35 *Ibid.*, p.185.

36 *Ibid.*, p.197によれば、24条3項に規定される12歳未満の子どもの身元確認は離散した家族の再会に資する予防的措置であるとされる。

については、敵国民か否かに関わらず、できる限り、子どもの中に平等な待遇を確保することが意図されている³⁷。

また、占領地域に関する国際法は、平和が回復されるまで、現状を維持することを目的とし、既存の法や制度をできる限り継続させようとするものである³⁸。したがって、占領地域にいる子どもについても、占領国はその生活の混乱を最小化し、家庭生活、学校、居住地域といった重要な分野の継続性を確保するよう措置を執らねばならない³⁹。こうしたことから、まず、50条は、占領地域における子どもの保護について規定しており、まず、同条1項において「占領国は…子どもの監護及び教育に充てられるすべての施設の適当な運営を容易にしなければならない」と規定する。また、同条3項において、もし現地の施設が適当でない場合には、孤児となり、又は両親と離別し、かつ、近親者又は友人によって適当な監護を受けることができない子どもに対する扶養及び教育に関して、「子どもと同一の国籍、言語及び宗教の者」によって行われるよう措置を執らなければならないと規定する。このように、占領地域にいる孤児又は両親と離別した子どもについての措置は、占領国の絶対的な義務として規定されており、その他の状況の場合に適用される24条よりも厚い保護が与えられる。さらに、同条2項において、占領国が子どもの「身分上の地位」を変更することを禁止し、また、自国の下部組織に編入してはならないとされ⁴⁰、同条5項において、占領国は「15歳未満の子ども、妊産婦及び7歳未満の子どもの母のために」、食料、医療上の手当及び武力紛争の影響に対する保護に関して占領前に採用されていた有利な措置を維持しなければならないと規定する。さらに、51条2項は占領国が被保護者に強制し得ない類型の労働を規定し、特にその肉体的能力を超え、かつ、両親から引き離されるような強制労働から18歳未満の子どもを保護することを絶対的な義務として規定している⁴¹。こうしたことに加え、49条において、占領地域からの「個人又は集団の強制移送」及び追放は原則として禁止され、例外的に住民の安全又は軍事上の理由のために占領地域内でのみ文民の立ちのきが許容されているが、その際、同条3項で同一家族の構成員が離散させられないよう規定する⁴²。このように、占領地域においては前述の子どもの特別な待遇に加えて、監護及び援助、家族の保護を厚く規定している。

紛争当事国は41、42条において、また、占領国は78条において、自らの安全が絶対的に必要とする場合に限り、被保護者を抑留することができる。また、68条において、占領国は被保険者が占領地域において犯罪行為を行った場合、又は、占領軍の安全を害する行為を行った場合に、その者を起訴し、違反に対して抑留することができる。こうした場合、成人と同様に子どもも抑留されることになる。そこで、まず、76条5項が、占領地域において被保護者が犯罪行為の被疑者となり、勾留された場合、「未成年者に対する特別の待遇については、適当に考慮しなければならない」とする。次に、89条5項が、被抑留者の食糧に関して、「妊産婦及び15才未満の児童」については「その生理的の必要に応じて」食糧の増配をしなければならないとする。こうしたことに加えて、94条は抑留国が被抑留者、特に子どもに知的及び娯楽的活動を奨励しなければならないとし、同条2項及び3項は子

37 J. Kuper, *supra* note 4, p.95.

38 D. Thürer, *supra* note 6, p.149.

39 また、軍事占領が長期間にわたれば、さまざまな法的問題が生じることになるが、こうした状況においては子どもに対する特別の措置を含む人権法が関連するようになる。このことはパレスチナ占領地域における壁建設の法的結果に関するICJ勧告的意見でも確認されている。See *Advisory Opinion on Legal Consequences of the Construction of Wall in Occupied Palestinian Territory*, 9 July 2004, ICJ Report 2004, paras.111-113.

40 これは第二次世界大戦において、多くの子どもが自動的に政治的を主とする組織の構成員とされたあらゆる形態の強制的な採用を防ぐことを目的とするものである。See J. S. Pictet, *supra* note 1, p.288.

41 *Ibid.*, pp.293-294.

42 *Ibid.*, p.281によれば、この規定は27条に規定される紛争当事国が家族の権利を尊重する一般的な義務に付加された義務であり、25、26及び82条と同様に家族の統合を維持し、離散させられた場合に再会することを意図したものであるとされる。

ども及び青年の教育の確保、学校への通学の許可、特別の運動場の確保について規定する。また、81条3項は被抑留者の扶養を受ける者が生活を維持するための手段を有しない場合、抑留国がそれらの者の生活を支持しなければならないとする。さらに、82条2項は抑留国が同一家族の構成員、特に親子が被抑留者となった場合には、作業上又は健康上の理由による一時的な別居を除き、できる限り、同一の建物内に居住させなければならないと、かつ、それらの者に対しては、他の被抑留者から分離した収容施設及び適当な家族生活を送るための便益を与えなければならないとする⁴³。このほか、被抑留者が「親の監護を受けないで放置されている自己の子ども」が自己とともに収容されるよう要請することができる⁴⁴、抑留された場合であっても、家族の生活が保持されるよう規定が設けられている。

こうした規定に加え、68条4項は占領国において犯罪を行った者が犯罪行為のときに18歳未満であった場合には死刑を言い渡してはならないとする⁴⁵。また、抑留後の解放、送還又は復帰を規定する132条において、抑留国が「特に、子ども、妊産婦、幼児及び子どもの母」については協定を締結するよう規定している⁴⁶。

以上見てきたように、文民条約においては、これまでの文化的な環境の下で通常の成長ができることを意図して、主に15歳を基準に、子どもに特別の保護を与え、また、その家族を保護するために一定の措置を執ることが規定されている。ただし、その保護は紛争当事国の軍事的必要性和抵触しないことを前提とした、非常に限定された範囲にとどまったものとなっている。また、この条約による主たる被保護者は、在留敵国民であるか又は占領地域にいる者であり、締約国の国民を含む子ども一般を保護する規定としては不十分なものであるといえる。さらに、非国際的武力紛争においては、子どもに関する特別の規定は全く存在しておらず、十分な保護が与えられているとはいえないであろう。

Ⅲ. ジュネーヴ諸条約追加議定書における子どもの保護

そこで、武力紛争における人道的考慮をより重視して、文民条約及びジュネーヴ諸条約共通3条に規定される文民の保護を補完し、発展させるため、前述のように二つの追加議定書⁴⁷が規定されることになった。では、これらの追加議定書において子どもの保護はどのように規定されているのであろうか。

1. ジュネーヴ諸条約追加議定書における文民の一般的保護

(1) 国際的武力紛争における文民の保護

国際的武力紛争に適用される第一追加議定書は、文民条約においては規定されなかった文民に被害を直接もたらす敵対行為を規制するとともに、軍事行動の脅威に晒される文民を一般的に保護することを意図した措置を規定している。まず、敵対行為の規制については、35条1項及び2項が「紛争当

43 第二次世界大戦における抑留の経験から、家族とともに収容された者が抑留に耐えることができたこととされ、また、家族、特に両親とともに収容された方が子どもにとって有益であり、例えば、施設内にある学校に通うことなどができたとされる。See *ibid.*, pp.380-381.

44 ただし、「親の監護を受けないで」という表現は抑留中の親が他の親によって監護を受けている自らの子どもとともに収容さえるよう要請する権利を含むものではないと考えられる。See J. Kuper, *supra* note 4, p.93.

45 J. S. Pictet ed., *supra* note 1, p.347によれば、18歳という年齢は死刑を科してはならない絶対的な年齢基準であるとす。その理由として、18歳未満の者は正しい判断を完全にはすることができず、必ずしも自己の行為の重要性を常には認識せず、また強いられたものでなくとも、他人の影響の下でしばしば行動するからであるとする。ただし、「18歳の者」とされているように、条約の起草当時、18歳という年齢は子どもと認められていなかったことを示していると考えられる。

46 この規定は第二次世界大戦後にいくつかの国で在留敵国民を自動的に収容する傾向があり、その結果、個人が無用な苦痛を被ったことを受けて制定されたものである。See *ibid.*, p.511.

47 文民条約が武力紛争に関する国際法の伝統的な二分論に基づき、害的手段の規制に関わる規則をその射程外においたのに対し、追加議定書は戦闘行為及び手段の規制に関する規則（ハーグ法）と武力紛争の犠牲者の保護に関する規則（ジュネーヴ法）の双方を含むものとなっている。See D. Thürer, *supra* note 6, pp.46-47.

事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない」とし、「過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器」の使用の禁止を定める。その上で、「敵対行為の影響からの文民の一般的保護」に関する同議定書第4編第1部の基本原則として、48条が「紛争当事者は、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする」と規定する⁴⁸。この文脈で、51条1項において軍事行動から生ずる危険から文民が一般的保護を受けることを明記し、2項以下において文民及び文民たる住民それぞれ自体に対する攻撃、無差別攻撃、復仇としての文民への攻撃などを禁止する。また、同条5項(b)においては、「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において過度に」文民の巻き添えによる被害をもたらすであろう軍事目標への攻撃を禁止するとし、国際人道法における比例性の原則が規定されている。このほか、54条1項は戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くことを禁止し、さらに、文民条約に規定された二つの保護地区を補完するものとして、59条において「無防備地区 (non-defended localities)」、60条において「非武装地帯 (demilitarized zones)」を規定する。これらの保護地区は、戦闘に直接に関与しない者を保護するという共通の目的をもつものの、戦闘地域から一定の地区及びそこに居住するすべての住民を退避させることを意図した制度であり、特定の者のみに開かれた避難所を設定しようとした文民条約における安全地帯、中立地帯とは大きく異なるものである。ただし、これらの保護地区の設定に関する条件は、軍事的必要性の原則と軍事目標主義との関係から論理的に導かれるものであり、このことを再度明確にしたものに過ぎないともいえる⁴⁹。確かに、武力紛争において、保護地区の設定は子どもを含む文民の保護に資するものであると考えられるものの⁵⁰、国家実行上十分に利用されていないことは、これらに内在的問題が存在することを示唆していると考えられる。すなわち、保護地区がその目的を果たすためには、軍事行動からできる限り守られる必要があるが、通常、戦闘が現に行われているか又は発生しそうな地域において設定されるものであり、軍事的必要性和人道的考慮との対立が先鋭化するためである⁵¹。また、さらなる問題として、こうした地帯の設置によって、その外部におかれた文民の保護が害されることになるのではないかという懸念も示されている⁵²。

次に、文民に対する保護については、同議定書第4編第2部が文民のための救済手段を規定し、69条が占領地域において、占領国が文民たる住民の生存に不可欠な寝具、避難のための手段といった必要な物品の供給を確保する義務を、70条が占領地域以外にある文民に対する同様の物品を受け取るための救済活動の実施を定める。また、第4編第3部が武力紛争において最も被害を受けやすい、紛争当事者の権力内にある者の待遇に関する条件を規定する。この部において、特に重要なのが、「基本的な保障」を定めた75条であり、紛争当事者の権力内にあり、ジュネーブ諸条約および第一追加議定書に基づき一層有利な待遇を受けない文民について、人道的な取扱いに関する最低基準、公正な裁判の保障及び逮捕、抑留、収容に関する規則がおかれている⁵³。

48 C. Pilloud & J. S. Pictet, *supra* note 14, paras. 1863-1864によれば、文民たる住民と民用物を尊重し及び保護し、そのためにこれらを戦闘員及び軍事目標から区別しなければならないことは、戦争の法規及び慣例が依拠する国際慣習法上の基礎であるとされる。また、1868年のサンクト・ペテルブルク宣言を除き、これまで制定されてきた国際人道法に関する諸条約では言及されなかったが、第一追加議定書において初めてこの原則が明記されたとする。

49 こうした条約上の措置に加え、国連安保理が国連憲章第7章下の措置として設定する保護地帯及びその限界については、稲角光恵「前掲論文」(注12) 547-552頁参照。

50 これらの保護地区に関する規定には子どもについて特別の言及はないが、その保護対象に子どもが含まれると考えられる。See J. Kuper, *supra* note 4, p.82; C. Pilloud & J. S. Pictet, "Part IV, Section I, Chapter V—Localities and zones under special protection", in *ICRC Commentary*, para.2260.

51 H-P. Gasser, "Protection of the Civilian Population", in D. Fleck ed., *supra* note 15, p.253.

52 J. Kuper, *supra* note 4, p.83.

53 この規定が自国民にも適用されるか否かについては争いがあるとされる。See *ibid.*, pp.65,79. なお、C. Pilloud & J. S. Pictet, "Part IV, Section III—Treatment of persons in the power of a Party to the conflict", in *ICRC Commentary*, paras.2909, 2915によれば、この部の規定には、文民という限定が付されておらず、すべての「者」に適用されるとされていることから、「一般に、この部(同議定書第4編第3部)の諸規定は、条文それ自身がその他の規定を行う場合を除き、紛争当事国の国民にも適用されるものと認められなければならない」とする。

(2) 非国際的武力紛争における文民の保護

非国際的武力紛争に適用される第二追加議定書は、前文においても言及されるように、人権に関する国際文書をも考慮しつつ、ジュネーヴ諸条約共通3条に規定される人道上の諸原則による保護を発展させるとともに敵対行為の規制を行っている。まず、人道的待遇に関する同議定書第2編は、4条1項において「敵対行為に直接参加せず又は敵対行為に参加しなくなったすべての者は、…身体、名誉並びに信条及び宗教上の実践を尊重される権利を有する。これらの者は、すべての場合において、不利な差別を受けることなく、人道的に取り扱われる」という人道的待遇に関する基本原則を明示し、同条2項でその具体的な保護内容を規定している。また、5条において「武力紛争に関連する理由で自由を奪われた者」、例えば、被抑留者に対する特別の保護を規定し、6条において「武力紛争に関連する犯罪」に関する公正な裁判の保障などを規定する。次に、文民たる住民に関する第4編は、13条において敵対行為に直接参加していない限り、文民は「軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける」とする。その上で、同条2項において文民に対する攻撃、14条において飢餓の状態に置くことが禁止される⁵⁴。さらに、17条において「文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合」を除き、文民の強制的な移動は禁止される⁵⁵。

ただし、ジュネーヴ諸条約共通3条とは異なり、本議定書が適用される非国際的武力紛争は、同議定書1条1項に規定されるように、締約国の領域内において、締約国の軍隊と指揮系統が存在し、その領域の一部を支配する組織化された武装集団ととの間で、持続的な軍事活動が行われているという厳格な要件を満たしていなければならない。また、同条2項が「暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の国内における騒乱及び緊張の事態」は武力紛争ではないと規定するように、時間的要素を含め、一定程度の紛争の強度が必要であるとされる⁵⁶。したがって、こうした要件を充足しない場合には、ジュネーヴ諸条約共通3条の保護のみが与えられることになる⁵⁷。

2. ジュネーヴ諸条約追加議定書における子どもの保護

第一追加議定書77条及び第二追加議定書4条3項は子どもの特別な保護に関する一般的な規定を行っており、これらを中心に子どもの保護に関わるいくつかの規定を検討することにする。

(1) 国際的武力紛争における子どもの待遇

第一追加議定書77条は、文民条約が占領地域の子どものといった特定の地位にあるもののみを保護対象としていたのに対し、紛争当事者の権力内にあるすべての子どもにその保護を拡大することを意図して作成されたものである⁵⁸。同条1項において、子どもが「特別の尊重を受けるものとし、あらゆる形態のわいせつ行為から保護される」という基本原則を定める。ここで言及されるわいせつ行為の禁止には、武力紛争において少女に向けられる強姦及びその他の性的暴行が含まれる⁵⁹。さらに、同項は紛争当事者が「子どもに対し、年齢その他の理由によって必要とされる保護及び援助を与え」なければならないと規定する。この表現は、武力紛争の状況において可能な限り、子どもが傷つけられることを防ぐとともに通常の成長ができるよう規定したものであると考えられる⁶⁰。ただし、ここにおいても子どもに関する一般的な定義はなされておらず、本条に関するICRCのコメンタリーによれば、

54 このように軍事目標主義は、非国際的武力紛争においても適用されるものである。See S. Oeter, *supra* note 15, p.213.

55 この規定は、1990年代に旧ユーゴ紛争において広範に行われたいわゆる「民族浄化 (ethnic cleansing)」に適用しうるものと考えられる。See H. McCoubrey, *International Humanitarian Law* 2nd.ed. (1998), p.267.

56 非国際的武力紛争に適用される国際人道法の要件については、樋口一彦「国際人道法の適用における『武力紛争の存在』— 国際的武力紛争と内戦 (非国際的武力紛争) の区別の意味」村瀬他編『前掲書』(注10), 130-135頁参照。

57 J. Kuper, *supra* note 4, p.68; S-S. Junod, “Article 1— Material field of application”, in *ICRC Commentary*, para. 4457.

58 C. Pilloud & J. S. Pictet, “Article 77—Protection of Children”, in *ICRC Commentary*, para.3174.

59 *Ibid.*, para.3181.

60 J. Kuper, *supra* note 4, p.79-80.

「文民条約及び本議定書の意味において、15歳未満のすべての人のみ子どもとみなされかつ扱われるべきであることは疑いない。15歳は特別の措置がもはや同程度には必要とされないほどの能力の成長をしたものとされている」⁶¹ とし、15歳を基準とみなしている⁶²。その上で、同条2項においては15才未満の子どもの敵対行為への直接参加及び軍隊への採用の禁止といった子ども兵士の問題を規定する。

また、第二次世界大戦及びその後の紛争において、避難した子どもが家族の元や自国に戻ることが非常に困難であったり、多くの子どもが帰還できなかったという悲劇的な結果を生んだ⁶³。こうした事態が発生したのは、避難が一時的なものと想定されていたにもかかわらず、現実には予期せぬ事情によって長期化したことが原因であると考えられ、第一追加議定書では子どもの避難に対して厳しい条件が定められた。78条1項は例外的な状況、すなわち、紛争当事者は「児童の健康若しくは治療又は児童の安全（占領地域における場合を除く。）のためやむを得ない理由」で一時的に避難させる場合を除いて、自国の国民でない子どもを外国に避難させる措置をとってはならないと消極的に規定し、原則として避難を認めない規定となっている。ただし、この規定によっては、避難させる措置をとる紛争当事者の国民が含まれず、被保護者は文民条約とはほぼ重なることになる⁶⁴。また、父母又は法定保護者（これらの者が発見できない場合には当該子どもの保護について「主要な責任」を持つ者）の書面による同意がなければならず、関係当事者の合意によって利益保護国による避難の監視が行われなければならない。さらに、すべての「実行可能な予防措置」が講じられなければならないとされる⁶⁵。なお、占領地域に関しては、文民条約49条2項及び3項が、安全を理由とする占領地域からの家族での避難を認めていたのに対し、本規定においては、占領国による裁量の濫用を排するために、安全ではなく、健康に基づく理由でのみ一時的な避難を許容している⁶⁶。その他の保障として、78条2項は避難が行われた場合でも、宗教的及び道徳的教育を含む子どもの教育が「最大限可能な限り継続して与え」られるべきであるとする。こうした強調がなされるのは、子どもを自らの文化から引き離そうとする宣伝や洗脳を排除することを意図したものであると考えられる⁶⁷。同条3項は家族の元や自国に戻るための予防措置として、子どもの身分証明書の作成が規定されている。このように、家族と離散する状況を生じる子どもの避難については、厳格に規制されている。さらに、74条は家族の再会について規定し、締約国及び紛争当事者は「武力紛争の結果離散した家族の再会をあらゆる可能な方法で容易にするものと」するとし、この任務に責任ある当事者の範囲を拡大し、当該当事者の義務をより積極的なものに改めている⁶⁸。

以上のように、第一追加議定書においては、子どもに関して家族の統合と安定の重要性が再確認されており、逮捕、抑留及び収容といった特定の状況においてもこのことを考慮したいくつかの措置が

61 C. Pilloud & J. S. Pictet, *supra* note 58, para.3179. その根拠として、文民条約で15歳という年齢が繰り返し言及されていること、子ども兵士について15歳を基準としていることなどを挙げる。

62 この見解は、ICRCの最近の慣習国際人道法に関する研究においても踏襲されている。See 'Rule 135', in J-M. Heckaerts & L. Doswald-Beck eds., *supra* note 33, vol.I Rules, pp.481-482.

63 C. Pilloud & J. S. Pictet, "Article 78—Evacuation of children", in *ICRC Commentary*, paras.3211-3218. 古い例であるが、1945-46年に勃発したギリシャ内戦において、3万人のギリシャ人の子どもが諸外国に避難し、1948年からその送還についての交渉が始まったが、1950年代に数千人の子どもが帰還できたに過ぎない。

64 *Ibid.*, para.3222.

65 See 'Rule 131', in J-M. Heckaerts & L. Doswald-Beck eds., *supra* note 33, vol.I Rules, pp.465-466.

66 C. Pilloud & J. S. Pictet, *supra* note 28, para.3226によれば、この相違は家族や心情的な結びつきの破壊が子どもの成長にとって悲惨な影響をもたらすことから、その健康、治療又は安全の利益とのバランスとの関係で判断されることになるとする。

67 See *ibid.*, para.3228; M. Bothe, K. J. Partsch & W. A. Solf, *New Rules for Victims of Armed Conflicts* (1982), p.484.

68 C. Pilloud & J. S. Pictet, "Article 74—Reunion of dispersed families", in *ICRC Commentary*, para.2998によれば、紛争当事国のみならず、紛争に関与しない締約国にまでその義務が拡大されているが、紛争当事国の国民が中立国に保護を求め、また避難することを考えれば当然のことであろうとする。

規定されている⁶⁹。75条5項は、抑留され又は収容される家族ができる限り同一の場所に家族単位で置かれるべきであると規定する。また、武力紛争に関連する理由で逮捕され、抑留され又は収容される妊婦及び依存する子どもを有する母については、76条2項が当該事案を「最も優先させて」検討するよう規定する。さらに、77条4項は逮捕され、抑留され又は収容される子どもが家族単位で置かれる場合を除くほか、成人の区画から分離して置かれると規定する。ただし、子どもを単独で収容する年齢については規定がなされておらず、国内法、慣行及び紛争当事者の決定に委ねられるものと考えられる⁷⁰。

このほか、占領地域以外にある文民についての救済活動を規定し、文民に対する救済活動を規定する70条1項は、文民条約23条を発展させるものであり、人道的な救済品の分配について、文民条約又は本議定書により「有利な待遇又は特別の保護を受けることとされている子ども、妊産婦等を優先させる」と規定する。それゆえ、子どもは、69条に規定される占領地域において配布される生存に不可欠な被服、寝具、避難のための手段などについて、優先して受け取ることができることになる。したがって、子どもは占領地域にあるか否かを問わず、生活に不可欠な物品を得ることができることになる。また、77条5項は、「武力紛争に関連する」犯罪を実行した時に18歳未満であった者に死刑を執行してはならないと規定する。この規定は、文民条約が占領国で保護される者、すなわち占領国の国民でない者についてのみ対象としていたのに対し、すべての子どもを死刑から免除している点で重要である。また、76条3項においても、紛争当事者は妊婦又は依存する幼児を有する母に対して、実行可能な限り、武力紛争に関連する犯罪を理由とする死刑判決の言渡しを避け、死刑の執行をしてはならないとする。ただし、「武力紛争に関連する」との限定が付されているように普通犯罪に対する死刑の執行は許容されている⁷¹。なお、文民条約においては死刑を言い渡しが禁止されていたのに対し、本議定書では執行のみの禁止となっていることから、占領地域では死刑の言い渡しが禁止され、それ以外の地域では執行のみが禁じられるということになる⁷²。

(2) 非国際的武力紛争における子どもの待遇

非国際的武力紛争においては、子どもの特別な待遇について規定がなされていなかったが、第二追加議定書4条3項⁷³において、「基本的な保障」の一つとしてこのことを規定する。その内容は、特に文民条約17, 24, 26条に規定されるいくつかの原則を再確認したものであり、前述した国際的武力紛争における子どもの保護に関する中心的な規定のいくつかを要約したものとなっている⁷⁴。ただし、この条文は子どもが「その必要とする保護及び援助を与えられる」とのみ規定しており、第一追加議定書77条1項のように特別の尊重を受けるものとし、あらゆる形態のわいせつ行為から保護されるといった言及はない。しかしながら、近年、非国際的武力紛争において、子ども（少女）に対する性的暴力が大きく取り上げられるようになってきていることからすれば⁷⁵、特に、こうした行為への言及も認

69 See J. Kuper, *supra* note 4, pp.88-89.

70 C. Pilloud & J. S. Pictet, *supra* note 58, para.3198; M. Bothe, K. J. Partsch & W. A. Solf, *supra* note 67, p.478.

71 See C. Pilloud & J. S. Pictet, *supra* note 28, para.3205.

72 起草過程においては、第一追加議定書77条5項においても、「言渡し (pronounced)」ではならないとする提案がなされていたが、日本政府が自国法との関係で「執行(executed)」でなければ受諾し得ないとした反対意見を受け、「執行」に変更されたとされる。See *ibid.*, para.3203; J. Kuper, *supra* note 4, p.93.

73 子どもに関する保護については、草案段階においては独立した規定としておかれていたが、本議定書の採択の際に削除された。See S-S. Junod, "Article 4—Fundamental guarantee", in *ICRC Commentary*, para.4519. また、このコメントリーによれば、「子どもは特に傷つきやすい。それゆえ、文民の他のカテゴリーに比べて特権的な待遇が与えられるのである。これが子どもに特別の法的保護を与える理由である」と本規定の制定目的についての言及がなされている。ただし、同様の保護を謳う第一追加議定書77条1項のコメントリーにはこうした記載は存在しない。

74 H. McCoubrey, *supra* note 55, pp.266-267.

75 例えば、国連安保理は武力紛争における子どもの保護について、決議1612 (2005) において事務総長による監視報告メカニズムを創設した (同決議3項) が、当初は子ども兵士の採用及び使用のみがその対象とされていた。その後、安保理決議1882 (2009) において、その対象を子どもに対する強姦及びその他の性的暴力へと拡大している (同決議3項)。

識を新たにするためには必要であるかもしれない⁷⁶。

さて、同規定は子どもが享受すべき権利と保護について、(a)その父母又はその保護について責任を負う者の希望に沿って、宗教的及び道徳的教育を含む教育を受ける権利、(b)家族の再会を容易にするために適切な措置を執ること⁷⁷、(c)15才未満の子どもの軍隊への採用及び敵対行為への参加の禁止、(d)15才未満の子ども兵士が捕らえられた場合にも、「この条の規定によって与えられる特別の保護」を失わないこと、(e)敵対行為が行われている地域から「国内の一層安全な地域」⁷⁸へ、その父母又はその保護について主要な責任を有する者の同意を可能な限り得て、さらに、その安全及び福祉について責任を有する者の同行が確保された上で、一時的に避難する権利を規定する。この規定が簡潔で、詳細に定められていないことは、非国際的武力紛争において国家に課される詳細な措置について、合意を達成することがその起草過程において困難であったことを示しているとも考えられる⁷⁹。また、6条4項は他の諸条約と同様に犯罪を行った時に18歳未満であった者に対して死刑を言い渡してはならないとする。

以上見てきたように、二つの追加議定書においては、子どもの保護に関する基本原則が定められており、文民条約に比べればより厚い保護が認められているといえる。しかしながら、第一追加議定書77条1項に規定される「特別の尊重」については明確な定義が行われておらず、具体的な措置についても、子どもの文化的環境、家族の保護及び一時的な避難の制限といったものに過ぎず、一定の人道的考慮が反映されているものの、軍事的必要性が決定的な要素となっているように思われる。また、第二追加議定書4条3項ではその適用範囲及び保護内容は非常に限定的ではあるものの、非国際的武力紛争において初めて子どもの待遇に関する規定がなされたことは評価することができよう。ただし、同項においては、「その必要とする保護及び援助を与えられる」と規定しているのみであり、国際的武力紛争に比べて具体的な措置が定められておらず、子どもに十分な保護が与えられるとは考えにくい。

IV 国際人道法による保護の限界

II及びIIIにおいて、文民条約及び二つの追加議定書における子どもの保護に関する諸規定を確認してきた。ここで簡単に纏めれば、子どもに関する国際人道法の規定は、尊重する義務と保護する義務⁸⁰の双方を含んでおり、前者の義務については、第一追加議定書77条1項及び死刑の禁止に関するいくつかの規定（文民条約68条、第一追加議定書77条5項および第二追加議定書6条4項）のみであり、その他の規定は後者の義務について規定したものであるといえる。すなわち、武力紛争における子どもには、その傷つきやすさと特別の保護及び援助の必要性を考慮して、特別の恩恵が与えられているということになる⁸¹。厳密に区別できるわけではないが、具体的な内容として、敵対行為の影響からの保護のための保護地帯の設置及び避難（文民条約14条、15条、17条、第一追加議定書78条及び第二追加議定書4条3項(e)）、医療品、食糧及び衣服などに関する特別の保護と援助（文民条約23、38条5項、50条1・5項、51条、89条5項、第一追加議定書70条1項、77条1項及び第二追加議定書

76 もちろん、こうした性的暴力は同議定書4条2項(e)において、文民に対して一般的に禁止されている。

77 H. McCoubrey, *supra* note 55, p.260は、家族の再会は子ども及び幼児にとって特に不可欠な重要性を持つものであるとする。

78 したがって、国外への避難の可能性は認められていない。See S-S. Junod, *supra* note 73, para.4560.

79 K. Kuper, *supra* note 4, p.96.

80 「尊重する義務」とは消極的な義務であり、被保護者を害するすべての行為を避けなければならないことであり、「保護する義務」とは積極的な義務であり、被保護者に対する被害を防ぎ又は減じるすべての必要な措置を執らねばならないことである。See H-P. Gasser, “Protection of the Civilian Population”, in D. Fleck ed., *supra* note 51, p.240.

81 See J. Kuper, *supra* note 4, p.107. したがって、被保護者である子どもは国際人道法上の国家の義務に対する能動的な権利主体というよりも、受動的な主体に過ぎないと考えられる。

4条3項), 家族の保護と再会(文民条約24条3項, 25条, 26条, 50条2・4項, 第一追加議定書74条, 75条5項, 78条及び第二追加議定書4条3項(b)), 文化的環境と教育の保障(文民条約24条1項, 50条1・3項, 94条, 第一追加議定書74条, 75条5項, 78条2項及び第二追加議定書4条3項(a)), 逮捕, 拘留及び収容における特別の保護(文民条約76条5項, 82条, 94条, 132条, 第一追加議定書77条3・4項及び第二追加議定書4条3項(d))などが挙げられる。その他の文民一般の保護に加えて, 子どもに対して与えられるこれらの特別な保護も, 人道的考慮と軍事的必要性のバランスの上に成り立つものであり, 子どもの傷つきやすさに基づく保護の必要性からすれば, ことさら強調されるほどのものでもないように思われる。しかしながら, このように子どもの保護についてさまざまな規定がおかれているにも関わらず, 現在の武力紛争において子どもの犠牲者が増加している。こうした事態が生じるのは, 国際社会の現状, 武力紛争が発生している国や地域の社会的, 文化的状況などさまざまな要因が複合的に影響しているのみならず, 国際人道法それ自体に内在する限界が関わっているものと考えられる。そこで, ここでは国際人道法に内在する限界という点に着目し, その要因について検討することにする。

(1) 保護の射程における限界

まず, 国際人道法に限ったことではないが, 条約法条約26条及び38条によれば, 条約はそれが国際慣習法として認められない限りは, 原則としてその当事国のみを拘束するものに過ぎない点が挙げられる。ただし, 2012年1月現在, 文民条約については194カ国, 第一追加議定書については171カ国, 第二追加議定書については166カ国が当事国となっており⁸², その普遍性は非常に高い。また, その内容が国際慣習法として結晶化しているとする見解もある⁸³。この見解に従い, これらの条約が当事国のみならず, 国際慣習法として条約の第三国をも拘束するものであるとしても, その義務は原則として国家のみが負うのであり, 二つの追加議定書が適用されるような非国家主体が関与する武力紛争及びジュネーヴ諸条約共通3条が適用される非国際的武力紛争においては, 国家以外の紛争当事者が直接義務を負うわけではない⁸⁴。したがって, 現在問題となっている非国際的武力紛争においては, 国際人道法が武力を行使する非国家主体を直接的に義務づけられないこと, また, こうした武力紛争が発生している国家が破綻国家(faild state)である場合などその領域内において実効的な支配を欠いていることを考慮すれば, 国際人道法を十分に履行できないと思われる。

次に, 国際人道法の特徴として, この規則が人道的考慮と軍事的必要性の二つの要請のバランスに基づくものであることが挙げられる。武力紛争の犠牲者の保護は人道的考慮によって与えられるのであり, その所与の前提として軍事的必要性の有無の判断が存在するのである。こうした判断は武力紛争の当事者に委ねられており, 子どもの保護についてもこうした判断の結果として与えられているに過ぎないことに留意しなければならない。また, 国際人道法が伝統的に武力紛争をその性質から国際的武力紛争と非国際的武力紛争に区別し, それぞれに異なる規定を行っている。具体的には, 伝統的な国家間の国際的武力紛争, 第一追加議定書1条4項において国際的武力紛争と分類される紛争(民族解放戦争), 第二追加議定書1条1項に定められた一定の基準を満たす非国際的武力紛争, ジュネー

82 当事国数については, ICRCのホームページ (available at <http://www.icrc.org/ihl.nsf/CONVPRES?OpenView>) によった。

83 J-M. Heckaerts & L. Doswald-Beck eds., *supra* note 33, vol.I Rules, vol.II Practice (2005).

84 例えば, D. Thürer, *supra* note 6, p.55が述べるように, 国際人道法はそれに拘束される国家の領域内にある非国家主体を含む武力紛争の当事者に適用可能であり, 共通3条及び第二追加議定書はそれぞれ「紛争の当事者 (Parties to the conflict)」, 「反乱軍その他の組織された武装集団」に向けられている。しかしながら, その適用はあくまでも国家を介してのものであり, 原則としては, 非国家主体が直接国際法上の義務を負うとはいえないのではなかろうか。ただし, ジュネーヴ諸条約共通3条3項に規定されるように, 非国際的武力紛争の紛争当事者が特別の協定を締結し, 又は, 一方的な宣言によって, 国際人道法に拘束されることが妨げられるわけではない。後者の例としては, パレスチナ解放戦線 (PLO) が1989年6月21日にジュネーヴ諸条約及び同条約追加議定書を遵守する旨の書簡をこれらの条約の寄託先であるスイス連邦政府に提出した例がある。

グ諸条約共通3条のみが適用される非国際的武力紛争、こうした武力紛争のレベルに至らない国内騒擾などに分けられる。なお、最後のカテゴリーである国内騒擾は、前述したようにこれらの条約の射程外にあると考えられることから、国内法及び国際人権法によって規律されることになる。ところで、武力紛争における戦闘手段・方法の規制や紛争犠牲者の保護という目的からすれば、こうした区別は不要であるように思われる⁸⁵。しかしながら、こうした区別は依然として存在しており、国際的武力紛争に比べ、非国際的武力紛争に適用される国際人道法の規則は数少ないだけでなく、その内容においても乏しいものとなっている。本稿で取り上げた子どもの保護についても、武力紛争の性質の相違による被害には差異が存在するとは考えられず、むしろ、非国際的武力紛争における被害の方が大きく、また、悲惨な結果を生じているにも関わらず、こうした区別に基づき、規定内容に差異が設けられている⁸⁶。こうした状況に加えて、第二追加議定書及びジュネーブ諸条約共通3条が適用されるような武力紛争が発生した場合においても、国家はそうした武力紛争の存在を認めず、これらの規定の適用をためらうことが多いとされる⁸⁷。それゆえ、非国際的武力紛争における犠牲者については、より一層保護が与えられないという結果を生じているのである。

このほか、国際人道法において保護対象とされる文民の範囲が異なっており、例えば、文民条約においては、在留敵国民や占領地域の住民といった特定の状況下にある者のみが保護され、あらゆる文民が保護されるわけではない。また、子どもの定義が行われておらず、その年齢についても統一的な規定がなされていないことが挙げられる。ところで、子どもに関する一般的な定義としては、子どもの権利条約1条に規定されるが、これによれば、「この条約の適用上」という留保が付されているものの、子どもとは「18歳未満のすべての者をいう」とされる。これに対し、国際人道法の規定の多くにおいては、15歳未満の者という基準が採用されており、この年齢未満の子どもに対してのみ主に家族の保護を通じて、特別の保護が与えられている。しかしながら、各人により肉体的及び精神的発達異なること、現在までの子どもの保護に関する法の展開を考慮すれば、15歳という年齢は成人と同等に扱うには低すぎるように思われる。

(2) 履行確保手段における限界

武力紛争において実際に子どもが保護されるためには、規定された保護に関する措置が実効的に履行されなければならない。しかしながら、戦闘行為が行われている状況において、こうした規則を遵守させることは容易ではない。また、前述したように、国際人道法においては武力紛争の性質により区別が設けられており、この区別は履行確保手段にも影響を与えている。

まず、国際的武力紛争については、ジュネーブ諸条約共通1条及び第一追加議定書1条1項が、締約国に対して条約を尊重し、かつ、尊重を確保すること⁸⁸を約束するよう規定する。それゆえ、例えば、第一追加議定書80条に規定されるように、締約国は自己の管理下にあるすべての機関及び人が国

85 特に、紛争犠牲者の保護に関しては、紛争の性質によりその被害が異なるわけではないと考えられるからである。これについては、例えば、*Prosecutor v. Dusko Tadić*, IT-94-1-AR72, International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia, Appeal Chamber, Decision on the Defense Motion, 2 October 1995, para.97参照。

86 C. Hamilton & T. A. El-Haj, *supra* note 17, p.29.

87 H. McCoubrey, *supra* note 55, p.254.

88 この義務は締約国が自ら関与しない武力紛争に対してさえ、国際人道法の遵守を行うことを容易にすることを義務づけるものであり、これまで国連総会決議、安保理決議においても言及されてきた。また、パレスチナ占領地域における壁建設の法的結果に関するICJ勧告的意見においても、この義務への言及がみられる。ICJ Report 2004, *supra* note 39, paras.96-98, 158-159.

89 これらの措置については、T. Pfanner, “Various mechanisms and approaches for implementing international humanitarian law and protecting and assisting war victims”, *International Review of the Red Cross* vol.91 No.874 (2009), pp.282-288参照。

際人道法の規則を遵守するよう確保するため必要な措置を行わなければならない。具体的な手段⁸⁹としては、国家が国内法を制定し、周知と教育に関する措置をとること、重大な違反行為を行った者を処罰すること、相互主義に基づき戦時復讐を行うこと⁹⁰、利益保護国制度⁹¹や国際事実調査委員会といった第三者による調査制度、違反に対する賠償責任など多様である。しかしながら、こうした履行確保手段が十分に機能しているとはいえない。例えば、周知と教育（文民条約144条、第一追加議定書83条など）といった措置は、戦時のみならず平時において軍隊構成員及び文民に対して長期間、継続的に行われることによって一定の効果をもつものであると考えられるが、実際に敵対行為に直面したときにどの程度抑止的に働くか判断が困難である。また、子どもを含む文民に対して重大な違反を行った者の処罰（文民条約146-148条、第一追加議定書85条）は、訴追するか又は引渡すかの原則に基づいて実行者の実効的処罰を規定しており、紛争の開始時から継続して適用されることから、より強い抑止効果をもつものであると考えられる。ただし、こうした普遍主義に基づく国家の刑事管轄権の行使に対して、各国は消極的であり、これまで十分に機能してこなかったという長い歴史がある⁹²。さらに、調査制度（保護国制度について文民条約9条、149条、国際事実調査委員会について第一追加議定書90条⁹³）についても、こうした調査の実施自体が紛争当事者間の合意に依拠するものであり⁹⁴、これまでほとんど利用されたこともなく、その実効性に疑問が残ると考えられる。

次に、非国際的武力紛争については、ジュネーヴ諸条約共通三条及び第二追加議定書において履行確保手段が規定されていない。というも、こうした一国内で発生する武力紛争については、そもそも国内問題不干渉の原則に基づいて、当該国家の同意がない限り国際的な履行確保手段を講じることができないと考えられるからである⁹⁵。したがって、国際的武力紛争において規定されていた調査制度、賠償責任のみならず、重大な違反行為に対する処罰制度さえ存在しない。なお、武力紛争に関連する犯罪を行った者は訴追及び処罰されることになるが、非国家主体がこうした犯罪者を訴追及び処

90 この措置は主権国家間の相対的関係を前提として機能するものであり、武力紛争の犠牲者の保護という観点からすれば、むしろその採用を制限することが重要となる。この問題に関しては、西村弓「武力紛争法の履行確保—相互主義と復讐」村瀬他編『前掲書』（注10）685-707頁参照。

91 利益保護国は、紛争に中立であって、戦争を行う国家の国民の利益を保護するため交戦国により指名された国家として条約に規定されたものである。See R. O. Weiner & F. N. Aolain, "Beyond the Law of War: Peacekeeping in Search of a Legal Framework", *Columbia Human Rights Law Review* vol.27 (1996), p.332.

92 こうした状況を受けて、1998年に国際刑事裁判所（ICC）が設立されることになった。ICC規程8条は、国際的武力紛争における重大な違反行為だけでなく、非国際的武力紛争における国際人道法の著しい違反についてもICCが管轄権を行使することができる」と規定する。武力紛争の性質に関わらず、国際人道法の違反を訴追できる点では大きな発展であるといえるが、同条1項に組織性や大規模性といった敷居条項を含め、その対象範囲は非常に限定されたものとなっている。こうしたICC規程における戦争犯罪に関する問題については、真山全「国際刑事裁判所規程と戦争犯罪」『国際法外交雑誌』98巻5号（1999年）91-131頁参照。

93 第一追加議定書90条は、委員会を設立することによって調査手続の組織化を図ったものである。この委員会は、同条2項(c)に基づきジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に定める重大な違反行為及びその他の著しい違反であると申立てられた事実を調査し、諸条約及びこの議定書を尊重する態度が回復されることを容易にする権限をもつ。しかし、委員会はすべての関係当事者の同意を得た場合にのみ調査を引き受けることができるとされており、紛争犠牲者などからの申立てを受けて活動することはできない。また、その作業は同条5項に基づき、適当と認める勧告を付して、委員会は事実調査結果を報告することのみであり、実効的な手段を欠いたものとなっている。ただし、同条2項(d)によれば、非国際的武力紛争についても調査できると考えられる。See T. Pfanner, *supra* note 89, pp.285-286; C. Byron, "A Blurring of the Boundaries: The Application of International Humanitarian Law by Human Rights Bodies", *Virginia Journal of International Law* vol.47 (2007), pp.844-845.

94 例えば、E. Kwakwa, "Belligerent Reprisals in the Law of Armed Conflict", *Stanford Journal of International Law* vol.27 (1990), p.78によれば、保護国制度の重大な欠陥は、違反が行われたとされる領域を支配する交戦国の同意と協力に依存するからであるとされる。

95 例えば、第二追加議定書3条において、この議定書のいかなる規定も「国の主権又は、あらゆる正当な手段によって、国の法及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するために政府の責任に影響を及ぼすことを目的として」あるいは「武力紛争が生じている締約国の領域における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国の国内問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかなを問わず、正当化するために」援用してはならないとされる。

罰するかも知れないと思われる⁹⁶。

このように、国際人道法の履行確保は紛争当事者の意思に委ねられており、それゆえ、国際人道法自体は行為規範としての性格が強いものであるといえよう⁹⁷。

V 結びに代えて一子どもの権利条約による保護の協働

国際人道法は、特に、第二次世界大戦において子どもが蒙った甚大な被害を考慮して、子どもの保護に関する規定を行ってきたが、それ自身に内在する限界といった要因にもより十分に機能していないのが現状である。このことは非国際的武力紛争、特に、ジュネーヴ諸条約共通3条のみが適用される武力紛争において顕在化していると考えられる。こうした現状に対しては、文民条約から二つの追加議定書へとその保護の強化が図られたように、より一層人道的考慮、とりわけ「子どもの保護」を念頭においた新たな法の展開が必要であるとも考えられる。ただ、武力紛争における子どもの保護が国際人道法の喫緊の課題の一つとなっていることからすれば、新たな条約の制定だけでなく、既存の法の枠組みの中で規制を強化し、その実効的な履行を促すことも重要であろう⁹⁸。

ここで想起されるのが、国際人権法、特に、子どもの権利に特化した保護を定める「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)である⁹⁹。現在問題となっている非国際的武力紛争の場合のように、既存の国際人道法では子どもの保護が十分になされない状況において、こうした法の空白を埋めるために、あらゆる武力紛争において、すべての子どもに適用しうる最低限の基準を考慮することは重要である。特に、この条約においては、いわゆる逸脱条項が規定されておらず¹⁰⁰、これに規定される一般的な規則は戦争又は緊急事態においても逸脱することは許されていなくとも考えられる¹⁰¹。また、38条は武力紛争における子どもの保護に関する規定を行い、同条1項が締約国に「武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で子どもに関係を有するもの」の尊重及びその尊重の確保を、また、同条4項が「国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける子どもの保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる」よう義務づけていることからこの条約が持つ意義は大きいと思われる。というのも、これらの条項には、武力紛争の性質について何らの言及もなされておらず、あらゆる武力紛争において国際人道法の規定が尊重されるように解しうるからである。ただし、この条約の起草過程の議論¹⁰²からすれば、「自国に適用される」国際人道法との限定を付すことにより、自らが批准した条約の範囲内でのみ義務を負うことを再確認したに過ぎないとも考えられる。また、4項も草案の段階では絶対的な義務として「必要な」措置をとるとされていたが、最終的には「実行可能な」措置をとると規定されることになり、軍事的必要性に基づく制約を含め当

96 See T. Pfanner, *supra* note 89, p.299.

97 人道規範はその性質上恩恵的なものであり、その履行に関する条約内容についても一般的であり、諸国の主権が尊重されるとする。寺谷広司「人道・人権の理念と構造転換論—人道法は人権法の特別法か」村瀬他編『前掲書』(注10) 224-225頁参照。

98 こうした履行を促す取り組みとして、例えば、1997年から活動を開始した「子どもと武力紛争に関連する国連事務総長特別代表」による活動が挙げられる。特別代表は現地を訪問し、紛争当事者と交渉し、法の遵守を含め子どもの保護に関する約束を導き出すなどの活動を行ってきた。また、前述した国連安保理による履行監視メカニズムもこうした取り組みの一つであるといえる。これらについては、例えば、山下「前掲論文」(注10) 590-605頁参照。

99 なお、武力紛争におけるこうした法の空白を国際人権法が埋めうるかについては、武力紛争における国際人道法と国際人権法の関係をどのように考えるかが問題となる。この問題については、例えば、非国際的武力紛争における国際人道法と国際人権法の関係については、田村恵理子「非国際的武力紛争における人道法と人権法の関係」『国際法外交雑誌』109巻1号(2010年) 54-73頁参照。

100 逸脱条項が規定されなかったことについて、38条が武力紛争における子どもの保護を規定していることから、武力紛争が発生した場合には、子どもの権利条約の他の規定が適用されないとする解釈もとりうる。See C. Hamilton & T. A. El-Haj, *supra* note 17, p.38.

101 See *Advisory Opinion on Legal Consequences of the Construction of Wall in Occupied Palestinian Territory*, *supra* note 39, para.136.

102 起草過程については、波多野里望『逐条解説 児童の権利条約(改訂版)』(2005年) 265-272頁参照。

事国の大幅な裁量を残す規定となっている。こうした問題は存在するものの、この条約が武力紛争において適用されるのであれば、2条が締約国にその管轄の下にあるすべての子どもにこの条約に定める権利を尊重し及び確保することを義務づけ、また、3条及び4条がその実現のために、締約国はすべての適当な措置を講じなければならない、さらに、それらの措置をとるに当たって、子どもの最善の利益を主として考慮しなければならないとしていることの法的意義を考える必要がある¹⁰³。例えば、武力紛争における人道的考慮との関係において、「子どもの最善の利益」はどのように解されるのか、また、子どもの権利条約の履行機関である「子どもの権利委員会」が43条及び44条の国家報告制度といった活動の中で国際人道法をどのように判断し、それが各国にどのような影響を与えているのか。こうした問題については本稿で検討することはできなかったが、武力紛争における子どもの保護について貴重な視座を提示するものであると思われる。

現在、武力紛争に巻き込まれる子どもの状況は、国連事務総長によって専門家に任命された Graça Machel が1996年に国連総会に提出した「武力紛争が子どもに及ぼす影響」と題する報告書において、以下のように述べていた状況にほかならない。「世界はますます荒廃した道徳的真空の中に吸い込まれている。これは最も基本的な人間の価値さえ欠いた空間であり、そこでは子どもたちが虐殺され、強姦され、身体を切断され、兵士として搾取され、飢え、非常に過酷な状況にさらされているのである。こうした異常な恐怖と暴力は意図的な犠牲を物語っている。人道が沈み込む深ささえ存在していない」¹⁰⁴。武力紛争における子どもの保護という問題について、この報告書から15年という歳月を斟酌すれば、なお、国際社会がどのように取り組んでいくべきか残された課題は大きいといえよう。

103 子どもの権利委員会は手続規則 (U.N. Doc. CRC/C/4/Rev.2 (2 December 2010)) Rule 79に基づいて、条約の特定の条項又は特定の主題について一般的な討議を行うことができるとされており、1992年に開かれた初めての一般的討議における主題が「武力紛争における子ども」についてであった。この中であらゆる武力紛争における子どもの保護について、子どもの権利条約が最低基準を提示するものであり、特に2条から4条までの一般的規則を考慮すべきであるとの見解が示されている。Committee on the Rights of the Child, “General discussion on children in armed conflicts”, U.N. Doc. CRC/C/10 (5 October 1992), paras.66-67.

104 G. Maschel, “Promotion and Protection of the Rights of Children: Impact of Armed Conflict on Children”, U.N. Doc. A/51/306 (1996), para.3.